



山形県公報

平成18年8月11日(金)
第1766号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                   |      |
|----------------------------------|-------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | (村山総合支庁福祉課) ...   | 1121 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....              | (同) ...           | 1122 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | (同) ...           | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....            | (同) ...           | 同    |
| 道路の区域の変更.....                    | (村山総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                    | (同) ...           | 1123 |
| 道路の区域の変更.....                    | (最上総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....               | (河川砂防課) ...       | 同    |

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

|                 |      |
|-----------------|------|
| 水産動物の採捕の禁止..... | 1124 |
|-----------------|------|

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                    | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 1125 |
| 平成18年度クリーニング師試験の実施.....   | (保健業務課) ...       | 同    |
| 平成18年度砂利採取業務主任者試験の実施..... | (産業政策課) ...       | 同    |
| 一般競争入札の公告.....            | (出納局) ...         | 1126 |
| 同.....                    | (同) ...           | 1127 |

### そ の 他

|                         |            |      |
|-------------------------|------------|------|
| 山形県市町村職員共済組合の決算の公告..... | (市町村課) ... | 1128 |
|-------------------------|------------|------|

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第790号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------------|---------------------------------|---------------|-------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番<br>15号 | アサヒサンクリーン株式会社<br>天童市南小畑四丁目9番18号 | 通 所 介 護       | 平成18. 7. 31 |

## 山形県告示第791号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成18年8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                     | 指定年月日      |
|-----------------------------------|---------------------------------|------------|
| 有限会社高橋商事<br>山形市大字十文字51番地          | 指定居宅介護支援事業所 燦燦<br>山形市十文字大原848番1 | 平成18. 7.21 |
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番15号 | あさひ介護支援センター天童<br>天童市南小畑四丁目9番18号 | 同 7.25     |

## 山形県告示第792号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地      |                | 変更年月日      |
|-----------------------------|------------------|----------------|------------|
|                             | 変更前              | 変更後            |            |
| 社団法人山形県接骨師会<br>山形市五日町15番10号 | 社団法人山形県接骨師会佐藤接骨院 |                | 平成18. 3.20 |
|                             | 寒河江市本町一丁目2番5号    | 寒河江市本町一丁目10番1号 |            |

## 山形県告示第793号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                           | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番15号 | アサヒサンクリーン株式会社ばるびあ天童<br>天童市南小畑四丁目9番18号 | 介護予防通所介護    | 平成18. 7.31 |

## 山形県告示第794号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年8月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成18年8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延 長    |
|-----------------------|---|------|----------|--------|
| 天童市大字山元字南前田1247番 1 から |   | 旧    | 15.5メートル | 35メートル |
| 同 1246番 1 まで          |   |      | 15.5     |        |
| 同                     | 上 | 新    | 35.0メートル | 同上     |
|                       |   |      | 15.5     |        |

山形県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年 8月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成18年 8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 荒谷原崎線
- 2 供用開始の区間 天童市大字山元字南前田1247番 1 から  
同 1246番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 8月11日

山形県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年 8月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成18年 8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延 長     |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 新庄市常葉町866番 1 から |   | 旧    | 36.3メートル | 108メートル |
| 同 846番12まで      |   |      | 18.5     |         |
| 同               | 上 | 新    | 36.3メートル | 105メートル |
|                 |   |      | 14.7     |         |

山形県告示第797号

昭和59年 7月県告示第887号（急傾斜地崩壊危険区域）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成18年 8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1号から22号までを順次結んだ線及び標柱 1号と22号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 | 村 | 大 字 | 字     | 地 番      | 標 柱 番 号 |
|-------|---|---|-----|-------|----------|---------|
| 山 形 市 |   |   | 山 寺 | 川 原 町 | 4330 - 3 | 1号      |
|       |   |   |     |       | 4329 - 1 | 2号      |

|  |  |  |  |           |           |
|--|--|--|--|-----------|-----------|
|  |  |  |  | 4456 - 1  | 3号から12号まで |
|  |  |  |  | 4412 - 13 | 13号       |
|  |  |  |  | 4404      | 14号       |
|  |  |  |  | 4392 - 1  | 15号       |
|  |  |  |  | 4359      | 16号       |
|  |  |  |  | 4355 - 4  | 17号       |
|  |  |  |  | 4341 - 3  | 18号       |
|  |  |  |  | 4341 - 2  | 19号及び20号  |
|  |  |  |  | 4337 - 1  | 21号       |
|  |  |  |  | 4336 - 5  | 22号       |

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成18年8月11日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

県内の河川、その支流及び小支流（荒川水系を除く。）におけるアユの採捕は、平成18年10月4日から同月10日までの間、禁止する。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 すぎな
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 憲司

- (3) 主たる事務所の所在地  
長井市森字和合654番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者、高齢者等が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活の意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、障害者及び高齢者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年 8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年 7月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 やすらぎの会

(2) 代表者の氏名

高橋 一夫

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市西新斎町21番地 8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者及び家族が、地域で安心して暮らすことが出来るように、障害者自立支援法に基づく事業を行い障害者福祉に寄与することを目的とする。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成18年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成18年 8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                        | 場 所                     |
|---------|----------------------------|-------------------------|
| 学 科 試 験 | 平成18年11月 8 日(水)<br>午前10時から | 山形市十日町一丁目 6 番 6 号 村山保健所 |
| 実 技 試 験 | 同<br>午後 0 時30分から           | 同                       |

2 受験手続

受験願書を平成18年 9月25日（月）から10月 6日（金）までの間に最寄の保健所に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山形市松波二丁目 8 番 1 号山形県健康福祉部保健業務課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成18年10月 6日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。）。

3 その他

詳細については、各保健所又は山形県健康福祉部保健業務課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成18年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成18年 8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成18年11月10日（金） 午前10時から12時まで

(2) 場所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

## 2 受験手続

受験願書を平成18年10月2日(月)から同月13日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること(郵送による提出の場合は、10月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## 3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課総務担当(電話023(630)2361)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、マイコン開発支援システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年8月11日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日時 平成18年9月14日(木) 午前10時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 マイコン開発支援システム 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成19年3月28日(水)

(4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 産業技術短期大学校

(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年8月28日(月)午後3時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、メカトロPCシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年 8月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成18年 9月14日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 メカトロPCシステム 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成19年 1月5日(金)

(4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 産業技術短期大学校

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成18年 8月28日(月)午後3時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。

平成18年8月11日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 市 川 昭 男

### 1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一部<br>事務組合等 | 合 計 |
|----|----|---|-------------|-----|
| 13 | 19 | 3 | 22          | 57  |

### 2 組合員数及び給料月額について

| 組合員の種別       | 一 般       |           | 市町村長    |         | 特定消防    |         | 船員一般    |         | 長 期 | 任意継続    |
|--------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|
|              | 長 期       | 短 期       | 長 期     | 短 期     | 長 期     | 短 期     | 長 期     | 短 期     | 長 期 | 短 期     |
| 組合員数(人)      | 15,366    |           | 35      |         | 1,387   |         | 7       |         | 0   | 371     |
| 給料月額(千円)     | 5,264,192 | 5,290,690 | 21,668  | 27,107  | 469,543 | 469,543 | 2,697   | 2,697   | 0   | 115,388 |
| 1人当たり給料月額(円) | 342,587   | 344,312   | 619,086 | 774,489 | 338,532 | 338,532 | 385,300 | 385,300 | 0   | 311,020 |

### 3 組合職員の数について

(単位:人)

| 経理単位 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 合 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員  | 16  | 5   | 15  | 2   | 3   | 41  |

### 4 各経理単位の収支状況について

(単位:千円)

| 区 分         | 短 期       | 長 期        | 業 務     | 保 健     | 宿 泊     | 貯 金     | 貸 付     | 物 資    | 基礎年金<br>支 払 |
|-------------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-------------|
| ( 収 入 )     |           |            |         |         |         |         |         |        |             |
| 負 担 金       | 3,980,126 | 14,433,348 | 131,861 | 373,180 |         |         |         |        |             |
| 掛 金         | 4,042,926 | 7,642,907  |         | 232,829 |         |         |         |        |             |
| 施設収入・商品売上   |           |            |         |         | 386,726 |         |         |        |             |
| 組合員貸付金利息    |           |            |         |         |         |         | 435,517 |        |             |
| 受託商品手数料     |           |            |         |         |         |         |         | 25,789 |             |
| 補助金・交付金・国庫金 | 324,526   | 1,931,820  |         | 7,288   |         |         | 29,488  |        | 1,322,699   |
| 利息及び配当金等    | 376       | 1,953,242  | 66      | 75      | 4       | 179,996 | 178     | 33     |             |



|                         |           |             |         |         |         |         |         |        |           |
|-------------------------|-----------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| そ の 他 収 入               | 6,301     | 25,278      | 13      | 31,834  | 382     |         |         | 628    |           |
| 他 経 理 か ら の 繰 入 金       |           |             | 63,472  |         | 98,000  |         |         |        |           |
| 前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金     | 669,594   |             |         |         |         |         |         |        |           |
| 前 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金 |           | 87,476,278  |         |         |         |         |         |        |           |
| 計                       | 9,023,849 | 113,462,873 | 195,412 | 645,206 | 485,112 | 179,996 | 465,183 | 26,450 | 1,322,699 |
| ( 支 出 )                 |           |             |         |         |         |         |         |        |           |
| 給 付 金                   | 4,387,152 | 20,923,647  |         |         |         |         |         |        | 1,322,699 |
| 役 職 員 給 与               |           |             | 115,107 | 41,856  | 138,733 | 7,504   | 17,807  |        |           |
| 厚 生 費                   |           |             | 110     | 428,373 | 100     | 13      | 23      |        |           |
| 旅 費 ・ 事 務 費             |           |             | 10,448  | 3,936   | 2,915   | 2,313   | 2,741   | 854    |           |
| 商品仕入・飲食材料費等             |           |             |         |         | 104,815 |         |         |        |           |
| 委 託 費                   |           |             | 11,274  | 4,575   | 39,290  |         |         |        |           |
| 委 託 管 理 費               |           |             | 488     | 116     | 6,987   | 32      | 153     | 78     |           |
| 賃 借 料                   |           |             | 6,656   | 5,386   | 9,042   | 683     | 2,796   | 156    |           |
| 普 及 費                   |           |             | 2,636   | 1,634   | 4,616   | 1,848   | 1,036   | 499    |           |
| 負 担 金                   |           |             | 16,936  | 6,187   | 29,483  | 1,050   | 2,760   | 20     |           |
| 消 費 税                   |           |             | 1,656   | 13,716  | 39      | 223     | 342     |        |           |
| 減 価 償 却 費               |           |             | 1,111   | 405     | 44,979  | 23      | 266     | 64     |           |
| 支 払 利 息                 |           |             |         |         | 3,942   | 37,708  | 388,783 | 23,066 |           |
| 各 種 抛 出 金               | 2,579,665 | 5,827,247   |         |         |         |         |         |        |           |
| 介 護 納 付 金               | 614,548   |             |         |         |         |         |         |        |           |
| 連 合 会 支 払 金             | 412,751   |             | 15,624  | 173     |         |         | 21,725  |        |           |
| 他 経 理 へ の 繰 入 金         | 24,373    | 39,099      |         | 98,000  |         |         |         |        |           |
| 貸 付 債 権 保 全 金           |           |             |         |         |         |         | 20,108  |        |           |
| そ の 他 支 出               | 4,405     | 21,800      | 2,752   | 536     | 57,054  | 31,660  | 383     | 1,015  |           |

|                  |           |             |         |         |         |        |         |        |           |
|------------------|-----------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|-----------|
| 次年度繰越<br>支払準備金   | 691,114   |             |         |         |         |        |         |        |           |
| 次年度繰越<br>長期給付積立金 |           | 86,651,080  |         |         |         |        |         |        |           |
| 計                | 8,714,008 | 113,462,873 | 184,798 | 604,893 | 441,995 | 83,057 | 458,923 | 25,752 | 1,322,699 |
| 当期利益金            | 309,841   | 0           | 10,614  | 40,313  | 43,117  | 96,939 | 6,260   | 698    | 0         |

5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

(単位：千円)

| 区 分     | 短期        | 長期         | 業務      | 保健      | 宿泊        | 貯金         | 貸付         | 物資        | 基礎年金<br>支払 |
|---------|-----------|------------|---------|---------|-----------|------------|------------|-----------|------------|
| (資産)    |           |            |         |         |           |            |            |           |            |
| 流動資産    | 1,836,995 | 13,561,253 | 237,626 | 359,211 | 365,179   | 993,002    | 1,031,618  | 1,159,036 |            |
| 固定資産    | 0         | 73,089,827 | 6,506   | 2,619   | 1,027,398 | 11,989,636 | 18,826,350 | 403       |            |
| 計       | 1,836,995 | 86,651,080 | 244,132 | 361,830 | 1,392,577 | 12,982,638 | 19,857,968 | 1,159,439 | 0          |
| (負債・資本) |           |            |         |         |           |            |            |           |            |
| 流動負債    | 44,639    |            | 2,601   | 33,912  | 21,042    | 12,630,442 | 2,007      | 1,271     |            |
| 固定負債    | 691,114   |            | 71,667  | 17,077  | 271,837   | 1,652      | 19,248,985 | 1,100,000 |            |
| 剰余金     | 1,101,242 | 86,651,080 | 169,864 | 310,841 | 1,099,698 | 350,544    | 606,976    | 58,168    |            |
| 計       | 1,836,995 | 86,651,080 | 244,132 | 361,830 | 1,392,577 | 12,982,638 | 19,857,968 | 1,159,439 | 0          |

正 誤

発行年月日 県公報 番号 ページ 行 誤 正  
 平成18. 3.31 第1729号 464 下から24 児童居宅生活支援事業等を 障害児相談支援事業等を